

奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。

イ により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなり、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができる

るもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

三 要配慮個人情報 個人情報の本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第十一条第一項第五号中「記録項目」の下に「(要配慮個人情報にあつては、第二条第三号に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。)」を加える。

第十二条第一項中「記述等」の下に「又は個人識別符号」を加える。

(奈良県情報公開条例の一部改正)

第二条 奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)」を加え、「により、特定の」を「ができ、それにより特定の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。